

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の効率化 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 内部統制の適切な運用 (3) 管理会計の活用による経営管理の向上 (4) 情報化の推進
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
無し								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	III 業務運営の効率化に関する事項 機構は、通則法に基づき、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、社会経済環境の変化に対応しながら、持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行うこと。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う。			
	1 業務運営の効率化 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施すること。 このため、民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高	1 業務運営の効率化 効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に	1 業務運営の効率化 効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施していること。	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 政策課題への対応、経営健全化、自立型・自己回転型組織体への転換等を図るため、復興支援体制の更なる強化、エリア別・団地別経営の推進等のための組織改編を実施した。 また、外部講師によるコンプライアンス研修の実施、部門別及び圏域・地区別の経営管理の精度向上、研修等に

<p>め、民間のノウハウを採り入れた実施体制の構築を図ること。</p> <p>また、技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得ること。</p>	<p>見直しを行う。</p>	<p>見直しを行う。</p>			<p>よる適切な情報セキュリティ対策の推進等に取り組み、業務運営の効率化を推進した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
	<p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に対応した業務の効率化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得る。</p> <p>④ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を検討する。</p>	<p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に対応した業務の効率化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得る。</p> <p>④ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を検討する。</p>		<p>政策課題への対応、経営健全化、自立型・自己回転型組織体への転換等を図るため、組織の見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国統一的な管理経営から各地域や団地の特性・状況に応じた経営に転換し収益向上を図るため、「エリア経営部」を新設。 ・ 千葉・神奈川・埼玉の 3 地域支社の組織・人材を東日本都市再生本部・東日本賃貸住宅本部に集約し、情報・ノウハウの蓄積、業務執行体制の効率化により、機能強化。 ・ 東日本大震災に係る復興支援を実施している岩手及び宮城・福島の震災復興支援局を震災復興支援本部に改編。人員増とともに体制強化を図り、震災復興事業の円滑かつ迅速な推進を図る体制を整備。 <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図った。</p> <p>② 職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図るため、積極的な人材投資を行うとともに、民間出身の役職員の活用拡大を行った。</p>	

					<p>③ 平成 26 年中に、同年度末に技術研究所を廃止し、UR 賃貸住宅の長寿命化などの調査研究課題は、平成 27 年 4 月より、公的賃貸住宅ストックに関する課題として建築研究所が実施することを決定した。</p> <p>④ 管理部門のスリム化を検討した結果、経理関連業務の一部についてアウトソーシングを導入することとし、平成 27 年 3 月に事業者の公募を実施した。</p>	
		<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>		<p>内部統制の一層の充実・強化を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の重要な意思決定においては、全役員で構成される理事会で審議。 ・ 事業ごとのリスクを意識しながら、リスクマネジメントを実施。 ・ 機構の重要な審議機関としての理事会の機能強化など、内部統制システムの整備及び内部統制推進体制の強化に向けた検討を実施。 ・ 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施。 ・ 役職員のコンプライアンス意識向上のため、外部講師による講演会及び研修を実施。 <p>また、監事監査において、内部統制システムの整備とその運用状況等について監査があり、監事監査報告がまとめられ報告。</p>	

		<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>経営情報をより適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、管理会計を活用する。</p>	<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、経営管理システムを活用することにより、管理会計の一層の充実を図る。</p>		<p>管理会計を活用し、経営情報の適切な把握に努め、部門別及び圏域・地区別の経営管理の精度向上に取り組むとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。</p>	
		<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づき、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において市場化テストの対象と定められたOA用情報システムの運用管理業務について民間競争入札を実施し、決定した事業者に当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持するとともに、当該事業者による業務の実施状況の検証を行う。</p>	<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>		<p>機構の情報セキュリティ水準の維持向上を図る主な取組として、以下の事項を実施した。</p> <p>① 機構ホームページ等の改ざんや情報漏洩等を防止するため、ネットワーク(62IPアドレス)、ウェブアプリケーション(64URL)及びホームページコンテンツ(約3.1万ページ)の脆弱性検査を実施。</p> <p>その結果検出された、直ちに対策すべき脆弱性については、即時に対策を講じた。</p> <p>② 新規採用職員及び全国の各階層の職員に対して情報セキュリティに関する研修を実施した。</p> <p>③ セキュリティ対策アンケートの結果やその内容を踏まえた注意喚起や、研修で周知した内容をイントラネット上に掲示し、全職員に発信した。</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
無し								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が参画することにより、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を推進させる際には、的確な事業リスクの把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の取組を徹底する。	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 的確な事業リスクの管理を行うため、平成26年度においては、以下の取組を引き続き実施・徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っていること ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施していること	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評価：B 新規事業着手段階のすべての地区において、リスクの抽出・分析等を行い、予めリスク分担や軽減策を検討する等、事業着手の可否についての判断を着実に実施した。 また、事業実施段階のすべての地区において、事業執行管理調書を作成し、リスクの定期的管理を行い、適宜見直しを実施した。 事業評価については、事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適宜適切に事業評価を実施した。 これらを踏まえ、B評価とする。

	<p>① 新規事業の着手に当たっては、機構が負うこととなる事業リスクについて、事業期間、地価、工事費、金利等の変動リスクを十分に踏まえた経営計画等を策定の上で、事業着手の可否を判断する。</p>	<p>① 新規事業の経営計画等の策定に際しては、以下の方法により個別事業毎に事業リスクへの対策をとることとする。</p> <p>イ 事業リスクの抽出 事業期間中に発生する可能性のある、事業期間、地価、工事費等の変動リスクを抽出する。</p> <p>ロ 事業リスク軽減方策とリスク分担の検討 抽出したリスクに対して、軽減するための措置を検討するとともに、リスクの種別等に応じて地方公共団体、民間事業者等との適切なリスク分担を図る。</p> <p>ハ 経営計画等の策定 ・正味現在価値の算出等により、機構が負うこととなる事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否について判断する。 ・デシジョンツリーの作成により、事業見直しの基準とリスクの発生が予想される時期等を明確にし、その時期において必要に応じ事業計画の見直しを行うことができる計画とする。</p>		<p>① 新規事業着手段階の63地区すべての経営計画等の策定に際して、事業リスク管理手法に基づいて、事業中に発生する可能性のあるリスク抽出とその軽減・分担方策の検討、正味現在価値の算出等を踏まえた経営計画を策定し、事業着手の可否について判断を行った。</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>② 事業着手後においても、事業を実施中のすべての地区において、毎年、定期的な事業リスクの管理を行うことと併せて、土地取得・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じて、採算見直し、事業リスクを定量的に把握することとし、適宜、その精度の向上を図るために事業リスクの管理手法等の見直しを行う。必要に応じて事業の見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な見直しを行う。</p>	<p>② 事業の実施に当たっては、引き続き、事業資産の販売先の早期確定、民間との共同事業化等、事業リスクを軽減するための措置を可能な限り講ずる。</p>		<p>② 事業実施に当たっては、事業資産の販売先の早期確定や関係者との適切な役割分担を中心にリスクの軽減策を講じた。</p>
			<p>③ 事業実施中のすべての地区において、事業執行管理調書を用いて、定期的な採算見直し、事業リスクのモニタリングを行い管理する。また、デシジョンツリーにおいて示された土地取得・資金調達・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じ、事業リスクを引き続き定量的に把握して管理する。その結果、事業見直しが必要と判断される地区については、事業見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な見直しを行う。</p> <p>また、事業見直しの可能性を十分考慮し、見直しを行う必要性の有無を確認する時期を予め明確にするとともに、その基準を個々に定める進め方とする。</p>		<p>③ 事業実施段階のすべての地区（平成26年4月1日時点:287地区）において、事業リスク管理手法に基づき、事業執行管理調書を作成し事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえて、90地区の事業見直しを行った。</p>
<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価を実施すること。</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応</p>		<p>新規採択時評価10件、再評価2件、事後評価3件を実施した。</p> <p>新規採択時評価においては、「事業の目的及び機構参画の意義」「政策効果分析」「事業を実施することによる効果・影響」「実施環境」の4つの観点から評価を行った。</p> <p>再評価及び事後評価においては、学識経験者等の第三者から構成され</p>	

		<p>方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>	<p>方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>		<p>る事業評価監視委員会の審議の結果を踏まえ、機構の対応方針を決定し、評価結果と併せて公表した。</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 一般管理費・事業費の効率化 4 総合的なコスト削減の実施
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減 (計画値)	5%程度	—	—	—	—	—	5%程度	
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減 (実績値)	—	—	4.97%	—	—	—	—	
達成率	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
3 一般管理費・事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減すること。 また、事業費については、引き続き、	3 一般管理費・事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減する。 また、事業費については、引き続き、	3 一般管理費・事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 また、事業費については、引き続き、	<主な定量的指標> 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）と中期目標期間の最終年度（平成30年度）を比較して5%程度に相当する額を削減 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 一般管理費については、平成25年度（第二期中期目標期間の最終年度）と比較し、平成26年度予算において4.97%に相当する額の削減を行うこととし、日常的な経費の一層の節減に全社的に取り組む等、適正に実行した。 また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに	<評定と根拠> 評定：B 日常的な経費の一層の節減に全社的に取り組む等経費削減を着実に実施した。 また、事業費については、政策的意義の高い事業や収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、事業の効率的な執行によるコスト改善を着実に実施した。 事業コストの削減については、賃貸住	

<p>事業の効率的な執行によるコスト改善を図ること。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p><評価の視点> ・一般管理費・事業費の効率化については、適切な経費削減及びコスト削減等を行っていること。</p>	<p>に、引き続き事業コストの削減、賃貸住宅管理コストの削減及び不採算事業の見直し等、事業の効率的な執行によるコスト改善に取り組んだ。</p>	<p>宅修繕工事の部品・仕様の見直しやリバースオークション方式、発注の大括り化、入札前価格交渉方式等の契約方式の導入により、外部調達コストの低減を図る取組を展開した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>事業コストの削減については、コスト構造の改善に関するプログラム等を策定の上、それに基づき総合的なコストの削減を行うとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組むこと。これらにより与えられた条件の下でコストの最小化とサービスの最大化を図ること。</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成24年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成20年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の導入や総合評価方式の見直し等、応札者の価格低減余地を引き出す運用を拡大し、外部調達コストの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法を見直すこと等（一部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化、並びに修繕コストの透明化の試行実施等）による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成24年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成20年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の導入や総合評価方式の見直し等、応札者の価格低減余地を引き出す運用を拡大し、外部調達コストの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法を見直すこと等（一部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化、並びに修繕コストの透明化の試行実施等）による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・事業コストの削減については、総合的なコストの削減を実施するとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組む、コストの最小化とサービスの最大化に努めていること。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>コスト削減方策として、以下の取組を行った。</p> <p>①事業のスピードアップ 「周辺基盤整備完了前の土地の早期販売」等</p> <p>②計画・設計・施工の最適化 「大規模発注方式」（大括り化による発注方式）等</p> <p>③維持管理の最適化 「長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善」など</p> <p>④調達の最適化 「枠組み協定一括入札方式」 「設計・施工一括発注方式」 「資材価格調査（臨時調査）」 「リバースオークション」 「フレックス工期」 「入札前価格交渉方式」等</p> <p>外部調達コストの一層の削減方策として、フレックス工期による契約方式※の導入により事業者間の競争を促進する運用を拡大するとともに、入札前価格交渉方式の実施による応札者の価格低減余地を引き出す運用の拡大等に努めた。</p> <p>また、コスト削減に関する役職員の意識向上を図る目的で、社内研修等において啓蒙を図るとともに、「Y Yサイト（良いものを安く）」を社内</p>	

				<p>イントラネットに開設することで常時閲覧可能としている。</p> <p>※フレックス工期による契約方式： 実施工事期間より長めの工期末を設定し、受注者が自らにとって最も効率的な着工時期（発注者が定める着工期限までに限る。）を選択することができる方式。</p> <p>賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法の見直し（一部修繕工事に係るリバースオークション方式の試行実施、発注方法の大括り化及び修繕コストの透明化等）により、コスト削減の取組を着実に実施した。</p>	
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p> <p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-4	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
無し								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
5 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、取組状況を公表すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、その取組状況をホームページで公表する。 更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施すること また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。 また、「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、その取組状況についてホームページで公表するとともに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において点検を受ける。当該点検等を踏まえて、契約に係る情報の公開の範囲の拡大に努める。 更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施すること また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受ける。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施していること。	<主要な業務実績> 平成26年度においても随意契約の見直しに係る取組を着実に実施し、競争性のない随意契約について平成20年度866億円あったものを真にやむを得ないものだけの132億円まで削減した。具体的な取組は以下のとおり。 ・平成26年度1者応札・1者応募となった契約335件については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、業者等のヒアリングを行ったうえで、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の一層の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施などの改善策を実施した。 ・2回連続で1者応札・1者応募となった案件については、契約手続に入る前に事前検証を行うこととし、検証結果と改善策をホーム	<評定と根拠> 評定：B 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、競争性のない随意契約について、平成20年度866億円あったものを真にやむを得ないものだけの132億円まで削減するとともに、1者応札・1者応募となった契約については、改善策を講じる等、適切に対応した。 また、2回連続で1者応札・1者応募となった案件は、契約前に検証を行い、改善策をホームページで公表するとともに、定期的に契約監視委員会における点検も実施などの改善方策を実施した。 これらを踏まえ、B評価とする。

				<p>ページにおいて公表した。また、契約監視委員会（原則として四半期に1回開催）における点検も実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構と一定の関係を有する法人が契約相手方となった場合においては、当該契約に係る情報等を機構ホームページに公表した。 ・ 引き続き暴力団排除の徹底を図るとともに、排除対象者を機構ホームページで公表することとした。 ・ 入札・契約の適正な実施（一般競争入札の拡大及び1者応札等の改善）について、監事の監査によるチェックを受けた。 <p>更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修等を実施し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の維持・強化を図った。</p>
--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p> <p>なし</p>
